

令和7年12月24日
道路局維持課

レッカー NPO法人全日本WRECKER協会と 「災害時における大型被災車両等の移動等に関する協定」を締結しました

大規模災害発生時には、人命救助のために、緊急輸送路の迅速な道路啓開^(※1)が必要となります。その際、緊急輸送路上に放置された大型車両の移動作業は、専用のレッカーチー車が必要となるため、対応可能なレッカーチー事業者の協力が不可欠です。そこで、横浜市では、10月9日からテーマ型共創フロント^(※2)により、ご協力いただけるレッカーチー事業者の募集を行っていました。

このたび、NPO法人全日本WRECKER協会(理事長：長谷部 芳行)からの提案を受け、同協会と「災害時における大型被災車両等の移動等に関する協定」を締結しました。この協定により、災害時における緊急輸送路の早期確保が可能となります。

(※1) 「道路啓開」とは、緊急車両の通行のため、がれき処理を行い、簡易な段差修正等により、救命・救援ルートを確保することです。災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災後72時間は、極めて重要な時間帯となります。そのため、人員、物資等の輸送は、応急活動の基幹となることから、緊急車両等の通行のため、道路啓開により緊急輸送路の機能を確保します。

(※2) テーマ型共創フロントとは、横浜市から民間事業者の皆様へテーマを示し、そのテーマに対する公民連携事業の提案やアイデア等を募集する仕組みです。詳細は下記URLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/front.html>

- 締結先 NPO法人全日本WRECKER協会(東京都千代田区内幸町1-3-1)
- 協定締結日 令和7年12月23日(火)
- 協定の名称

災害時における大型被災車両等の移動等に関する協定

4. 協定の主な内容

- 協定締結により、災害時に横浜市所管の道路において、災害応急対策の支障となる大型の放置車両等が発生し、災害対策基本法第76条の6の規定により道路管理者自らが当該車両の移動を実施する必要が生じた場合、NPO法人全日本WRECKER協会に車両移動等の支援を要請することができるようになります。
- 支援要請を受けたNPO法人全日本WRECKER協会が、車両移動等の道路啓開を速やかに実施することにより、災害時における緊急輸送路の早期確保が可能となります。

裏面あり



左：角野道路部長 右：長谷部理事長



二次元コード



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



5. NPO 法人 全日本WRECKER協会の概要

全日本 WRECKER 協会は、全国のレッカー事業者等 56 社から組織され、東京都千代田区に本部を置く NPO 法人（特定非営利法人）です。

活動の内容は、① 社会教育の推進を図る活動、② 環境の保全を図る活動、③ 地域安全活動、④ 災害救護活動 の四本柱を軸に、交通安全教育や災害時救援作業などの社会奉仕をおこなっています。令和6年能登半島地震においての被災地支援や、国土交通省や自治体主催の道路啓開訓練等の防災訓練に参加するなど、地域への貢献にも尽力しています。



大型車両に対応したレッカー車



横転した大型トラックの引き起こし訓練

お問合せ先

道路局維持課長 本橋 康武 Tel 045-671-2750



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

